

CORALNET インターネット接続サービス契約約款 新旧対比表

平成 29 年 3 月 1 日適用

< 現行 >	< 改定 >
<p>第 1 条 (約款の適用)</p> <p>トナミ運輸株式会社 (以下「当社」といいます) は、この契約約款に基づき、トナミインターネットサービス CoralNet (以下「コーラルネット」といいます) による各種インターネット接続サービスを提供します。</p>	<p>第 1 条 (約款の適用)</p> <p>トナミ運輸株式会社 (以下「当社」といいます) は、この契約約款に基づき、<u>CORALNET</u> インターネットサービス (以下「コーラルネット」といいます) を提供します。</p>
<p>第 2 条 (用語の定義)</p> <p>この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約者</p> <p>この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける個人または法人</p> <p>(3) ~ (8) 省略</p>	<p>第 2 条 (用語の定義)</p> <p>この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約者</p> <p>この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者</p> <p>(3) ~ (8) 省略</p> <p><u>(9) ユーザ ID</u></p> <p><u>パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号</u></p> <p><u>(10) パスワード</u></p> <p><u>ユーザ ID と組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号</u></p>
<p>第 3 条 (通知)</p> <p>2. 前項の条文に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。</p>	<p>第 3 条 (通知)</p> <p>2. 前項の<u>規定</u>に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。</p>
<p>第 4 条 (契約約款の変更)</p> <p>1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、この契約約款を変更することがあります。この場合、コーラルネットの利用条件は、変更後の契約約款によります。</p>	<p>第 4 条 (契約約款の変更)</p> <p>1. 当社はこの契約約款を随時変更することがあります。この場合、コーラルネットの利用条件<u>その他契約内容</u>は、変更後の契約約款によります</p>
<p>第 5 条 (専属的合意管轄裁判所)</p> <p>契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社所在地を管轄とする地方裁判所を契約者と当社の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 5 条 (専属的合意管轄裁判所)</p> <p>契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、<u>富山地方裁判所</u>を専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 6 条 (準拠法)</p> <p>この契約約款は日本国内の法律に準拠するものとします。</p>	<p>第 6 条 (準拠法)</p> <p>この契約約款 (<u>この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします</u>) に関する準拠法は日本法とします。</p>

<p>第8条（利用の申込み） 本サービスの申込者は、契約約款および該当する利用規定を承認した上で、各サービスに当社が別途指定する手続に従って申込みものとし、当社がこれを承諾し、当該手続が完了した時点で該当するサービスの利用契約が成立することとなります。</p>	<p>第8条（利用の申込み） 本サービスの利用の申し込みは、次の各号のいずれかによるものとします。 <u>(1) 申込者が必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出すること。</u> <u>(2) 申込者が、オンラインサインアップで当社所定の手続きにしたがって行うこと。</u></p>
<p>第9条（承諾） 利用契約は、8条(利用の申し込み)に定めるいずれかの方法による申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立あるいはその手続開始決定があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定される場合。</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p>	<p>第9条（承諾） 利用契約は、8条(利用の申し込み)に定めるいずれかの方法による申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の<u>正当な</u>申立あるいはその手続開始決定があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定される場合。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人の何れかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。</p> <p>(5) ～ (6) 省略</p>
<p>第13条（契約者からの解約） 契約者が本利用契約を解約する場合は、当社所定の方法で当社に通知するものとします。この場合当該通知が当社に到達した日の属する月の末日の経過をもって利用契約が解約されたものとします。</p>	<p>第13条（契約者からの解約） 契約者が本利用契約を解約する場合は、<u>解約予定日の20日前までに当社所定の方法で当社に通知するものとします。</u></p>
<p>第16条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続権利の譲渡制限） 第1項省略</p> <p>2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、第一種電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のアクセスポイントに接続するものとします。</p>	<p>第16条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続権利の譲渡制限） 第1項省略</p> <p>2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、<u>他の</u>第一種電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のアクセスポイントに接続するものとします。</p> <p>3. 当社は、契約者が前2項の<u>規定</u>に従い、設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。</p>

<p>第 24 条 (遅延利息)</p> <p>1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。</p>	<p>第 24 条 (遅延利息)</p> <p>1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。</p> <p><u>2. 前項の支払いに必要な振込手数料そのほかの費用は、当該契約者の負担とする。</u></p>
<p>第 27 条 (禁止事項)</p> <p>契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 前各号以外に当社が本サービスの運営上不適切と判断した行為</p>	<p>第 27 条 (禁止事項)</p> <p>契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p><u>(20)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するおそれがある、または、本サービスの運営上不適切と当社が判断した行為</u></p>
<p>第 31 条 (通信の秘密の保護)</p> <p>1 項～2 項 省略</p> <p>3. 当社は、契約者が第 27 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部又は全部を官公庁その他の者に提供することができます。</p>	<p>第 31 条 (通信の秘密の保護)</p> <p>1 項～2 項 省略</p> <p>3. 当社は、契約者が第 27 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合およびそれらに準じると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部又は全部を官公庁その他の者に提供することができます。</p>
<p>第 34 条 (利用の制限)</p> <p>当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。</p>	<p>第 34 条 (利用の制限)</p> <p>1. 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。</p> <p><u>2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。</u></p> <p><u>3. 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。</u></p>
	<p>第 38 条 (青少年にとって有害な情報の取扱)</p> <p>1. 契約者は、本サービスを利用することによ</p>

	<p>り、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。</p> <p>2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。</p> <p>3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。</p> <p>4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。</p> <p>5. 前項の場合であっても、当社は第2項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。</p>
	<p><u>第39条（連絡受付体制の整備）</u></p> <p>1. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。</p> <p>2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対して通知することとします。</p>
<p>第38条（利用の停止） 以下省略</p>	<p>第40条（利用の停止） 以下省略</p>
<p>第39条（損害賠償の制限） 以下省略</p>	<p>第41条（損害賠償の制限） 以下省略</p>
<p>第40条（免責） 1項省略 2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完</p>	<p>第42条（免責） 1項省略 2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完</p>

全性、正確性、有用性を保証しないものとします。 以下省略	全性、正確性、有用性 <u>または適法性</u> を保証しないものとします。 以下省略
---------------------------------	--